

青森県報

第八百六十九号

令和七年

一月二十九日

(水曜日)

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康医療福祉政策課) …… 一
○生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
○右 ……	(同) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………	(同) …… 二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	(同) …… 三
○理容師法による管理理容師の講習会の指定……………	(保健衛生課) …… 三
○美容師法による管理美容師の講習会の指定……………	(同) …… 四
○行政書士試験の合格者……………	(総務文書課) …… 四
○地域森林計画の公表……………	(林政課) …… 五
○地域森林計画変更の公表……………	(同) …… 五
○右 ……	(同) …… 五

○右 …… (同) …… 五

告 示

青森県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	廃 止 日 止
なかざわ歯科	弘前市大字北川端町三	令和六・一〇・一〇
小嶋歯科医院	五所川原市字敷島町一の一	六・一〇・三
みやぞの薬局	弘前市大字宮園五丁目三三の一	六・二・一

青森県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

事業 者		事業 所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
バンドーウェルファレアグループ株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	訪問看護ステーションバンドー弘前	弘前市大字神田一丁目七の一四
社会福祉法人 田生がいき十和	十和田市東三番町一の六	あんしんコールセンター田生がいき十和田	十和田市大字三本木沢九三の七
		令和 六・五・一	

青森県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日
小嶋歯科医院	五所川原市字敷島町一の四	令和 六・二・一
デンタルクリニックうさと	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田三三の二	〃
ハッピー調剤薬局弘前大原店	弘前市大字大原二丁目五の二六	六・三・一
オネスト薬局	五所川原市字上平井町八三	〃
藤坂歯科診療所	十和田市大字相坂字小林一一五の三	〃

青森県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
やぎはしファミリー歯科	弘前市大字富田町三四	令和 七・一・三〇

青森県告示第三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日
小嶋歯科医院	五所川原市字敷島町一の四	令和 六・二・一
デンタルクリニックうさと	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田三三の二	〃
ハッピー調剤薬局弘前大原店	弘前市大字大原二丁目五の二六	六・三・一

オネスト薬局	五所川原市字上平井町八三	〃
--------	--------------	---

青森県告示第三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
なかざわ歯科	弘前市大字北川端町三	令和六・〇・二〇

青森県告示第三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、例による生活保護法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
やぎはしファミリー歯科	弘前市大字富田町三四	令和七・一・三〇

青森県告示第三十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 主催者の住所及び名称

東京都渋谷区笹塚二丁目一の六 JMFビル笹塚〇一（八階）

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和七年六月三十日（月）、令和七年七月七日（月）、令和七年七月十四日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市堤町一丁目四の一 リンクステーションホール青森（青森市文化会館）

三 受講対象者

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

二万円

青森県告示第四十号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 主催者の住所及び名称
東京都渋谷区笹塚二丁目一の六 JMEビル笹塚〇一（八階）
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和七年六月三十日（月）、令和七年七月七日（月）、令和七年七月十四日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市堤町二丁目四の一 リンクステーションホール青森（青森市文化会館）

- 三 受講対象者
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
受講申込書の提出先
- 四 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
- 五 受講料
二万円

公 告

行政書士試験の合格者

令和六年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告

する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

受 験 番 号
〇三二〇〇〇九
〇三二〇〇一〇
〇三二〇〇一一
〇三二〇〇一八
〇三二〇〇一九
〇三二〇〇二一
〇三二〇〇三〇
〇三二〇〇三二
〇三二〇〇三七
〇三二〇〇四九
〇三二〇〇五二
〇三二〇〇五三
〇三二〇〇五四
〇三二〇〇六三
〇三二〇〇九〇
〇三二〇一〇一
〇三二〇一〇九
〇三二〇一一八
〇三二〇一三八
〇三二〇一三九
〇三二〇一四一
〇三二〇一四四
〇三二〇一四九
〇三二〇一七一
〇三二〇一八〇

〇三一〇一八四

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和七年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課、三八地域県民局地域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部に備え置くとともに、青森県のウェブサイトに掲載して縦覧に供する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東青地域県民局地域農林水産部に備え置くとともに、青森県のウェブサイトに掲載して縦覧に供する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る令和四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課、中南地域県民局地

域農林水産部及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置くとともに、青森県のウェブサイトに掲載して縦覧に供する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る令和六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局地域農林水産部に備え置くとともに、青森県のウェブサイトに掲載して縦覧に供する。

令和七年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十銭